

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に伴う定款等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
4. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	7
5. 有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	8
6. 会員における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	10
7. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	11

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(受託に係る適切な措置)</u></p> <p><u>第31条の2 正会員は、顧客から本所の市場における高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この条において同じ。）を受けた場合には、本所が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、前項の顧客が取次者（正会員に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。）である場合について準用する。この場合において、「当該顧客」とあるのは、「当該顧客に本所の市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 当該呼値が高速取引行為(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。)に係るものであるときは、その旨</u></p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であって、社債券を保有する者の請求により発行会社以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(<u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)</u>第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であって、社債券を保有する者の請求により発行会社以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る</p>

取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

(高速取引行為を行う者の報告事項)

第68条の2 本所は、高速取引行為を行う者に対し、本所が定めるところにより、報告を求めることができる。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

危険を減少させる行為に関して行う、当該 a
又は b に定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

(新設)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 当該委託が高速取引行為(法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。)に係るものであるときは、その旨</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、取引規制府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を、正会員に対し<u>指示する</u>ものとする。</p> <p><u>5 顧客は、高速取引行為に係る有価証券の売買を委託する場合には、その都度、取引所が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を、正会員に対し指示するものとする。</u></p> <p><u>(高速取引行為を行う者としての登録等に係る提出等)</u></p> <p><u>第44条 顧客(高速取引行為を行う者(正会員を除く。))に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを取引所に速やかに提出するものとする。</u></p> <p><u>2 顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める取引所と連絡を行う者に関する事項を取引所に速やかに届け出るものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該顧客が高速取引行為者(法第2条第42項に規定する高速取引行為者をいう。以下同じ。)であり、かつ、外国法人である場合</u></p> <p><u>国内における代表者又は国内における代理</u></p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、取引規制府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を、正会員に対し<u>明らかにする</u>ものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

人（法第66条の53第5号ハに規定する国内における代表者又は国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等

(2) 当該顧客が高速取引行為者であり、かつ、外国に住所を有する個人である場合

国内における代理人（法第66条の53第6号ロに規定する国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

取引所と連絡をする上で適切な者の氏名及び住所等

3 顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類等の写しを取引所に遅滞なく提出するものとする。

(1) 当該顧客が金融商品取引業者である場合

法第29条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

(2) 当該顧客が登録金融機関である場合

法第33条の3第2項第2号に掲げる書類

(3) 当該顧客が取引所取引許可業者である場合

法第60条の2第3項第2号に掲げる書面

(4) 前各号に掲げる場合以外の場合

法第66条の51第2項第2号に掲げる書類及び同項第4号に掲げる書類のうち業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

4 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、当該顧客が取引所の開設する取引所金融商品市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客（以下「取次者顧客」という。）が当該取次者顧客に係る第1項に規定する証跡の写しの提出、第2項各号に定める事項の届出及び前項各号に定める書類等の写しの提出を取引所に対して行うよう適切な

措置を講じなければならない。

(高速取引行為を行う者に対する要請)

第45条 顧客（高速取引行為を行う者に限る。

(新設)

以下この項において同じ。)は、法第85条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた業務のうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買の内容の審査に関する業務においては、本所が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。

2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、法第85条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた業務のうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買の内容の審査に関する業務においては、本所が取次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p><u>(1)の3 法第31条第2項の規定に基づく登録(法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。)</u>を受けたとき。</p> <p>(2)～(26) (略)</p> <p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第6条の2 <u>定款第39条第8項</u>に規定する脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときとは、会員加入申請者が脱退会員から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(26) (略)</p> <p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第6条の2 <u>第39条第7項</u>に規定する脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときとは、会員加入申請者が脱退会員から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。</p>

有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査のための資料等の徴求)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本所は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、第3条各号に掲げる有価証券の売買の審査を行うため必要があると認めた場合には、当該審査のために必要があると認める資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文章の作成を求めるものとする。</u></p> <p>(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)</p> <p>第6条の2 本所は、本所の市場における有価証券の売買に関し、上場有価証券の発行者(上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人については、その資産運用会社を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、<u>法</u>第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為(以下「内部者取引等」という。)に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(審査のための資料等の徴求)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)</p> <p>第6条の2 本所は、本所の市場における有価証券の売買に関し、上場有価証券の発行者(上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人については、その資産運用会社を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、<u>金融商品取引法</u>第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為(以下「内部者取引等」という。)に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

会員における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(注文の発注制限)</p> <p>第4条 会員は、本所の市場における注文を発注するに当たり、<u>前条第1項各号に掲げる事項及び会員の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するために適切と認められる制限</u></p> <p>(注文発注システム等による対応)</p> <p>第6条 会員は、第4条第1号及び第2号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとし、<u>同条第3号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステム又は適切と認められる方法により実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(注文の発注制限)</p> <p>第4条 会員は、本所の市場における注文を発注するに当たり、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注文発注システムによる対応)</p> <p>第6条 会員は、第4条各号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとする。</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(高速取引行為に係る取引戦略の区分)</u></p> <p><u>第11条 業務規程第14条第1項第7号に規定する高速取引行為に係るものである旨は、本所が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を区分して明らかにしなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>